

旭岳麟資料群の指定について

- ・ 指定業務は平成23年度以降停止
- ・ 指定候補案件の選定と調査⇒文化財審議会へ諮問⇒翌年度：文化財審議会による答申・指定
- ・ 2か年で1つの資料について文化財指定を行うスケジュールを想定

◆ 指定対象資料 旭岳麟資料群



旭岳麟《松竹梅鶴図》部分 明治前期
紙本着色 四曲一双 175×720cm 都留市

- ・ 郷土の画家である旭岳麟の資料を指定対象
- ・ 【理由】平成31年度に企画展に伴い資料の修復や研究を深堀しており、またミュージアム都留への寄贈作品であることから管理がしやすい。【ミュージアム都留が所蔵する資料を中心に指定を行う】

- ・ 令和7年度に旭岳麟の血縁者から新たな資料を数点寄贈

- ・ 都留市文化財審議会委員（有識者）による資料確認を実施（R5、R7）。絵画資料としての指定ではなく、「地域資料」としての価値付けの元、指定を図ることを目線合わせ

- ・ 「紀州候お抱えの絵師」としての活動をしていたようであり、和歌山県立博物館への問い合わせ実施（詳細は不明との回答）

○継続的な文化財指定業務の実施及び有効活用

- 本市の文化財指定業務は平成23年度以降停止している。本市が所蔵する資料や本市内に位置する文化財について指定することは、資料価値の認知度の向上につながるとともに、後期基本計画における「歴史文化の保護・発信」の観点からも重要な取組である。
- 今後の動きとしては、先行して**ミュージアム都留が所蔵（寄贈資料含む）する資料**について改めて洗い出しを行い、個別具体的な調査を行う過程を経て、文化財審議会へ諮問を行い、継続的な指定業務につなげていく。

○令和5年度における文化財審議会委員からの意見

- 指定業務に際し、無形文化財の担い手については深刻な問題であり、現状本市では指定の無形民俗文化財は条例に種別としてあるが存在していない。平成24年に山梨県で民俗芸能緊急調査も実施され、戸沢の金山神社の神楽が調査をしている。こうしたデータに基づき指定制度を利用することで、お祭りの担い手に自分たちのお祭りの歴史や意義を知っていただく機会にもなる。
- 企画展においても単に展示をするのではなく、例えば文化財指定の調書を作成して、展示品を指定する等、組み合わせて取り組むのが良いのではないかと。ただ企画展をやってお終いというのはもったいないので、「指定」という視点を入れて博物館運営を図ることが望ましい。

指定候補案件の選定と調査⇒文化財審議会へ諮問⇒翌年度：文化財審議会による答申・指定

※ 2か年で1つの資料について文化財指定を行うスケジュールを想定

【指定対象の資料】

- ・ ミュージアム都留が所蔵し、過去に企画展を行う経緯で具体的な資料情報を持つ旭岳麟関係資料を指定の対象とする。

【委員意見】

- ・ 旭岳麟についての研究をさらに進め、全体像をつかんでから指定化を進めたほうがよいのではないか。
- ・ 資料 1 点ではなく、同時期に描かれ、来歴が判明している作品を含めて作品群として一括指定した方がよいのではないか。また、作者である岳麟の経歴を調査して明らかにした方がよい。岳麟の存在や作品があくまで『都留の今昔』の調査でのみ明らかになっており、紀州時代の岳麟の足跡というのは分かっていない。
- ・ また、岳麟が仕えたという紀州候も誰か特定されていない。この件について、和歌山県立博物館に照会できていない。同館では紀州候に仕えた絵師の展示を過去に行っているため、何か手掛かりがあるのではないか。
- ・ 郷土の画家として都留で活躍した絵師の「地域資源」の観点から、市の指定としていくのが望ましいと考える。

【方針】

他の市内における所有者への調査や、和歌山に照会をするなどを行い、「地域資源」としての資料群として指定を進めていくものとする。

- 令和7年5月29日に横浜にある旭岳麟の家系の親族より（都留の関係者を代理として）、数点、岳麟に関する資料の寄贈があった。
- 記録によると岳麟の菩提寺である正蓮寺に2本の刀が奉納されているが、そのうちの1点が今回寄贈された。奉納されたのち、昭和30年代に改めて関係者に返還された様子。1本は横浜、1本は都留の関係者宅にあるものと思われるが、後者の所在については明らかではなく、調査中。
- いずれの資料についても所在が明らかであり、旭岳麟関係資料に位置付けられるものと思われる。

R6年度までの 当館所蔵資料		R7年度寄贈資料		R7年度計	
種類	点数	種類	点数	種類	点数
掛軸	4点	掛軸	3点	掛軸	7点
屏風	1点	下絵	6点	屏風	1点
		刀	1点	下絵	6点
				刀	1点
				計	15点

【今後の動き】

- 指定にあたっては本年度の寄贈資料も含め一括で取り扱う予定。
- 所有者への聞き取りなど、詳細の情報収集が必要。

令和 7 年10月8日 和歌山県立博物館に調査依頼の上、担当学芸員より報告があった。

◆ 調査にあたり確認した資料は 3 点

- 『紀州家中系譜並びに親類書き上げ』
旭岳麟の名前はなく、清水家の字面に添って調べたところ、清水伴蔵 という人物の記載はあるが、書物そのものは虫損が酷く、内容の詳細は分からない。また、絵を描いていたかも不明
- 『紀州郷土芸術家経典』 大正期の資料だが記載なし
- 『南紀徳川氏』における「画家の部」（江戸資料） 記載なし

→紀州候時代の詳細は明らかにならなかった

令和7年10月22日 文化財審議会委員 松田委員に令和7年度に血縁者からの寄贈資料について、改めて確認いただいたところ、結果は以下のとおり。



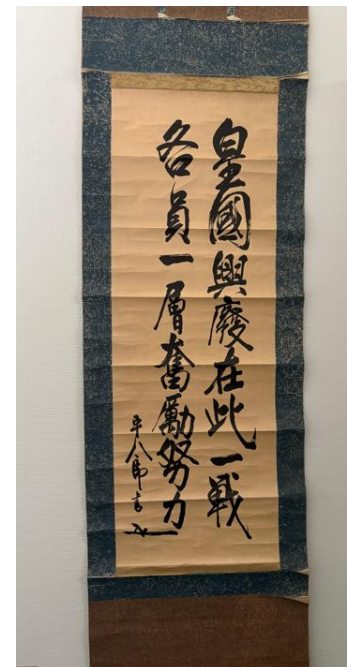
別の画家
号に「翠溪」
画風から大正～昭和期の
画家「佐藤翠溪」か



別の画家か
号に「～～山人」
旭岳麟が使用していた号と
一致せず



時代の異なる資料
印刷資料



時代の異なる資料
印刷資料



旭岳麟の作品とみられる

その他、「下絵」については掛け軸等の下絵をベースにした作品が発見されることで資料価値が見いだせることから、継続して調査をすることが望ましい。

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により山梨県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを都留市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をするには、**あらかじめ都留市文化財審議会に諮問しなければならない。**

4 第1項の規定による指定は、その旨告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

都教生第 5 1 9 号
令和 8 年 9 月 2 5 日

都留市文化財審議会
会長 小林 重雄 様

都留市教育委員会
教育長 大竹 太

市の区域内に存する有形文化財における
都留市有形文化財の指定について（諮問）

都留市文化財保護条例第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定により、下記の市の区域内に存する有形文化財について、都留市有形文化財の指定を取り計らってよろしいか、貴審議会の意見を求めます。

記

指定対象の有形文化財

旭岳麟関係資料	一式	所有者	都留市教育委員会
---------	----	-----	----------

(指定)

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第 4 条第 1 項の規定により山梨県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち重要なものを都留市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第 1 項の規定による指定をするには、あらかじめ都留市文化財審議会に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 教育委員会は、第 1 項の規定による指定をしたときは、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(案)

令和8年 月 日

都留教育委員会
教育長 大竹 太 殿

都留市文化財審議会
会 長 小林 重雄

都留市文化財保護条例第4条の規定に基づき、下記の事項について答申します。

記

<答申事項>

市の区域内に存する有形文化財における都留市有形文化財の指定について

(案)

令和8年 月 日

都留市教育委員会 様

都留市文化財審議会

市の区域内に存する有形文化財における
都留市有形文化財の指定について（答申）

令和8年9月25日付けを以て諮問を受けた市の区域内に存する有形文化財における都留市有形文化財の指定についての適否について、当審議会は慎重に検討した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 市の区域内に存する有形文化財における都留市有形文化財の指定について

種 別	有形文化財（歴史資料）	
名 称	旭岳麟関係資料	
員 数	一式	
所 在 の 場 所	都留市上谷1－5－1 ミュージアム都留	
指 定 書 番 号	第90号	
指 定 年 月 日	令和 年 月 日	
所 有 者	住 所 (所在地)	都留市谷1－5－1
	氏 名 (名 称)	都留市教育委員会
指 定 の 適 否		適（理由は下記のとおり）
適 否 の 理 由 等		本資料は、南都留郡盛里村（現：都留市朝日馬場）で活動した旭岳麟（寛政11〈1799〉年～明治11〈1878〉年）に関連する資料群である。旭岳麟は江戸期には紀州候のお抱えの絵師になったとされ、明治維新後郷里に戻り、寺院等の依頼に応じて多くの作品を残している。血縁者への聞き取りや過去の調査記録等から、旭岳麟に由来する資料群であることの信憑性は極めて高く、また、学術上価値が高い。そのため、地域固有の歴史資料として、指定することが妥当であると認められる。 これまで教育委員会においては、旭岳麟に関連す

(案)

	る資料群の調査研究、収集・保管および展示を通じて、地域史の解明と、その成果の普及が図られてきた。今後も、本資料に関連する資料の収集と調査研究を継続して、当該資料群が有する学術的価値を明らかにし、その価値の普及に努められたい。
--	--

○旭岳麟 所蔵資料一式【指定対象資料】

No.	作品名		作品年代
1	松竹梅鶴図屏風		1877(明治10)年
2	唐人物図屏風		江戸時代後期から明治前期
3	鶏と甘草		明治時代

○旭岳麟 所蔵資料一式 【指定対象資料】

No.	作品名		作品年代
4	鴨と南天		明治時代
5	鷺と芙蓉		1874(明治7)年
6	高砂		1875(明治8)年

○旭岳麟 所蔵資料一式【指定対象資料】

No.	作品名		作品年代
7	人物画		年不詳